

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてまいりました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

386 パパベリン塩酸塩（脳神経外科2）

《令和6年2月26日新規》

○ **標榜薬効（薬効コード）**

鎮けい剤（124）

○ **成分名**

パパベリン塩酸塩【注射薬】

○ **主な製品名**

パパベリン塩酸塩注 40 mg 「日医工」

○ **承認されている効能・効果**

- 下記疾患に伴う内臓平滑筋の痙攣症状
胃炎、胆道（胆管・胆のう）系疾患
- 急性動脈塞栓、急性肺塞栓、末梢循環障害、冠循環障害における血管拡張と症状の改善

○ **承認されている用法・用量**

パパベリン塩酸塩として、通常成人 1 回 30～50mg（0.75～1.25mL）、1 日 100～200mg（2.5～5mL）を注射する。主として皮下注射するが、筋肉内注射することもできる。また、急性動脈塞栓には、1 回 50mg（1.25mL）を動脈内注射、急性肺塞栓には、1 回 50mg（1.25mL）を静脈内注射することができる。

なお、年齢、症状により適宜増減する。

○ **薬理作用**

血管拡張作用

○ **使用例**

原則として、「パパベリン塩酸塩【注射薬】」を開頭術時の「脳血管攣縮」に対して局所に使用した場合、当該使用事例を審査上認める。

○ **使用例において審査上認める根拠**

薬理作用が同様であり、妥当と推定される。

○ **留意事項**

(1) 当該使用例の用法・用量

開頭手術の術中において 40 mg のパパベリン塩酸塩注 1 A を生理食塩水で計 5～20ml になるように溶解し、数滴を攣縮した血管に対して滴下・浸透させる。

(2) 適切な希釈液を用いること。

(3) 止血が得られていない部位には用いないこと。

(4) 大量のパパベリン塩酸塩が術野に拡散されないよう留意すること。